

北海道告示第10613号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和4年4月28日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 受託者の名称 N T S総合弁護士法人
- 2 受託者の住所 東京都港区芝浦3丁目16番20号
- 3 委託事務の内容 北海道営住宅の退去者に係る滞納家賃及び滞納駐車場使用料の収納事務
- 4 委託期間 令和4年4月7日から令和5年3月31日まで